

答 申 書
(答 申 第 325 号)
令和3年(2021年)2月22日

1 審査会の結論

北海道警察本部長が、開示請求に係る公文書について、非開示とした部分のうち、別紙1の3に掲げる情報は開示すべきであるが、その余の部分を非開示としたことは、妥当である。

2 審査請求の経過並びに審査請求人の主張及び実施機関の説明の要旨

別紙2（省略）のとおり

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について

本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の内容は、「令和2年2月26日に開催された道議会において北海道警察本部長が報告を行った、令和元年7月15日の自民党安倍総裁による街頭演説時の警察対応の事実確認結果に関する調査記録」である。

北海道警察本部（以下「実施機関」という。）は、本件開示請求に対して、別紙1の1に掲げる文書を対象公文書として特定した。

(2) 本件諮問事案における審議について

実施機関は、対象公文書に記載された情報のうち、別紙1の2に記載された情報が、北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。）第10条第2項第2号に規定する非開示情報（以下「2項2号情報」という。）及び条例第10条第2項第1号で適用する同条第1項第1号に規定する非開示情報（以下「1項1号情報」という。）に該当するとして、令和2年3月26日付け道本公2（庶）第317号で公文書一部開示決定処分（以下「本件処分①」という。）、令和2年3月26日付け道本公2（庶）第318号で公文書非開示決定処分（以下「本件処分②」という。）を行った。

審査請求人（以下「請求人」という。）は、本件処分①において非開示とした対象公文書のうち「取扱状況の確認結果」及び「法的根拠の考察結果」を、本件処分②において非開示とした対象公文書のうち「取扱状況の確認結果のうち「警察官からの聴き取り結果」及び「事実確認の記録の一部」の開示を求めていることから、本件処分の妥当性について、以下判断する。

(3) 1項1号情報の該当性について

条例第10条第1項第1号は、個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、学歴、職歴、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたいと認められるものは、非開示情報に該当する旨を定めている。

本号後段に規定する「特定の個人が識別され得るもの」とは、特定の個人であると明らかに識別され、又は識別される可能性のある情報をいい、氏名等のように個人が直接識別できるような情報はもとより、当該情報からは直接特定の個人が識別できなくとも、他の情報と組み合わせることにより間接的に特定の個人が識別され得る情報も該当するものと解される。

また、「通常他人に知られたいと認められるもの」とは、特定の個人の主観的判断のいかんを問わず、社会通念上、他人に知られたいと思ふことが通常であると認められる情報をいう。

(4) 2項2号情報の該当性について

条例第10条第2項は、実施機関が公安委員会又は警察本部長である場合の非開示情報を規定しており、同項第2号は、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると公安委員会又は警察本部長が認めることにつき相当の理由がある情報の5つの類型を例示している。

その趣旨としては、開示・非開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなど公安委員会及び警察本部長が所掌する事務の特殊性から、公安委員会及び警察本部長の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか否かについて審理・判断するのが適当であるとされている。

なお、本号を適用し非開示とするときは、単に「捜査の関連情報である」、「秘密文書である」などの抽象的、形式的な理由では足りず、「支障が生ずるおそれがある」具体的かつ実質的な理由を明らかにすることが必要であると解される。

(5) 請求人は、実施機関が1項1号情報及び2項2号情報に該当するとして非開示とした部分について、概ね次のとおり主張する。

ア 当該公文書に記録された事案（昨年7月15日の自由民主党総裁演説の警護現場における警察措置）は、これまで新聞・通信・放送各社による報道で当事者の個人情報などとともに繰り返し発信され、国民・道民に周知の事実となっている。

イ 当該処分非開示とされた部分には、既報の事実が含まれていることは自明で、これらを敢えて非開示とする合理的な理由がない上、報道されていない事実を不当に隠蔽し、第三者による公務の適正性の検証を妨げている。

ウ 警察措置の相手方である当事者らは、プライバシー秘匿を求めるところか、むしろ自ら積極的に当時の状況を発信し、あまつさえ裁判を提起してまで正当な情報開示を求めている。

エ 実施機関は、1項1号情報の該当性について、たとえ警察措置の対象者自らが情報発信に積極的であろうとも該当性の判断は変わらない旨の反論を展開しているが、これに到っては本末顛倒と言ってよく、情報公開の精神からはなんとも理解しがたい。

オ また、2項2号情報の該当性について、過去の選挙期間中に発生した複数のテロ事件を引き合いに出しているが、それらが“過去の警護警備現場の取扱情報が開示されたため発生した事案”であるとはおよそ考えられない以上、そもそも例示する意味がない。

請求人は、本審査会の意見陳述において、道議会図書館で閲覧と謄写を申し込んで入手した、令和2年2月26日に開催された道議会総務委員会会議録を資料として提出した上で、実施機関が道議会総務委員会で報告した内容については、誰でも入手し、公然と知ることができる情報であることから、少なくとも会議録の内容と重複する部分が、非開示として黒塗りにされた部分に含まれているのであれば、その部分は開示されなければならないと主張する。

(6) 実施機関は、1項1号情報及び2項2号情報に該当するとして非開示とした部分について、概ね次のとおり主張する。

ア 1項1号情報の該当性について

(ア) 要人の警護警備現場において発生した個々の事象に対し、警察官が講じた措置の対象となった特定の個人の性別、身体特徴、言動、行動等のほか、周囲に居合わせた聴衆等の状況が克明に記録されており、これらの情報は、直接又は他の情報と組み合わせることにより、間接的に特定の個人が識別され得る情報であり、通常他人に知られたいと認められる。

(イ) 特定の個人が警護警備現場において、どのような言動をし、どのような行動を取り、また、どのようにして警察官に取り扱われたかという詳細な情報は、1項1号情報の規定に列挙されている「個人の思想」に密接に関わる個人のプライバシーに関する情報であり、社会通念上、他人に知られたいと思ふことが通常であると認められる。

(ウ) 1項1号情報該当性の判断は、報道機関の独自取材によって、その一部に関する情報が繰り返し発信され、又は警察措置の対象となった当事者自ら当時の状況を発信しているという事情いかんによって左右されるものではない。

イ 2項2号情報の該当性について

(ア) 対象公文書の非開示とした部分には、要人の警護警備現場において発生した個々の事象に対し、対応した警察官の体制や具体的な取扱状況等が明らかとなる又は推認される情報が記

録されており、これらの情報が明らかになると、テロ等の不法行為を実行しようとする勢力に警護警備の具体的な体制、手法等の有意な情報を与えることとなり、これに応じた対抗措置を講じられるおそれがある。

これらの情報は、2項2号情報のウの「犯罪の予防又は鎮圧の手法、技術又は体制に関する情報」に該当し、開示することにより、今後の警護警備に支障が生ずるおそれがある。

- (イ) 特定の警護警備現場において発生した個々の事案に対し、警察の対処体制や具体的な取扱状況が明らかとなれば、テロ等の不法行為を実行しようとする勢力にとって有意な情報となり、過去の実例を研究・分析することで、警察の警護警備の体制や手法の間隙を突いた不法行為の実行が容易となるなど、今後の警護警備に支障が生ずるおそれがあることから、実施機関が非開示とした情報全体が2項2号情報に該当する。

- (7) 当審査会において、本件対象公文書を見分したところ、別紙1の1(1)①の「取扱状況の確認結果」(以下「取扱状況の確認結果」という。)及び別紙1の1(2)④の「取扱状況の確認結果のうち「警察官からの聴き取り結果」(以下「警察官からの聴き取り結果」という。))は、第25回参議院議員通常選挙期間中の令和元年7月15日、札幌市における自由民主党総裁による街頭演説において、警護警備中の警察官が特定の個人に対して必要な措置を講じた際の取扱状況について、8つに分類された場面ごとに、対象者を取り扱った警察官一人一人から聴き取りした結果について、事実確認を行い、その確認結果を取りまとめた文書であることが認められる。

別紙1の1(1)②の「法的根拠の考察結果」(以下「法的根拠の考察結果」という。))は、「取扱状況の確認結果」を踏まえ、警察官の措置に対する法的根拠の考察結果をまとめた文書であることが認められる。

この「法的根拠の考察結果」には、8つに分類した取り扱いの場面ごとに、「事案概要」、「警察官の職務執行状況」、「法的根拠の考察」として、「取扱状況の確認結果」に基づく現場の状況や対象者の具体的な行為や発言内容のほか、現場の警察官が対象者に対して講じた行為を確認し、職務執行の根拠となる法律の考察結果を加えながら、対象者の取扱状況が克明に記録されている文書であることが認められる。

また、「補足資料」欄には、「法的根拠の考察」を補う情報が記録されているほか、「取扱状況の確認結果」に添付されているものと同じ図面が添付されていることが認められる。

別紙1の1(2)⑤の「事実確認の記録の一部」(以下「事実確認の記録の一部」という。))は、「取扱状況の確認結果」の事実確認に使用した記録の一部であることが認められる。

そこで、これらの情報が、開示することにより、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるか否かもしくは犯罪の予防又は鎮圧の手法、技術又は体制に関する情報に該当し、今後の警護警備に支障が生ずるおそれがあると認められるか否かについて検討する。

- (8) 本件対象公文書の性質について

本件対象公文書は、実施機関の説明によると、第25回参議院議員通常選挙期間中の令和元年7月15日に札幌市において、自由民主党総裁による街頭演説中に警護警備中の警察官が特定の個人に対して警察措置を講じた件について、道議会に報告するための基礎資料として作成されたものであり、また、その一部については、警察の職務の適法性が問われ、札幌地方裁判所に訴訟を提起されていることから、その取扱状況について、法的根拠を含めた事実確認を行うため、事後に作成、検証した文書であり、通常は作成される文書ではないということであった。

実施機関は本件対象公文書について、通常の警護警備に関する文書と同様の取り扱いにより、2項2号情報に該当する文書として非開示としているが、特定の警護警備対応について、訴訟になっていることを踏まえ、事後に検証するために作成した文書であることを考慮すると、文書全体が条例第10条第2項第2号にいう「犯罪の予防又は鎮圧の手法、技術又は体制」に関する情報に直ちに該当することにはならないとも考えられ、道政の諸活動について説明する責任を全うするという

条例の趣旨からすると、広く公開されるべき文書であると考えられることもできる。しかし、文書全体から一律に開示・非開示情報の判断を行うことはできず、個々の文書の内容から個別具体的に判断する必要がある。そこで以下、検討する。

(9) 本件対象公文書における非開示情報該当性について

ア 1項1号情報該当性について

当審査会において、実施機関が1項1号情報に該当するとして非開示とした「取扱状況の確認結果」、「法的根拠の考察結果」及び「警察官からの聴き取り結果」を見分したところ、要人の警護現場において、特定の個人に対して警察措置を講じた具体的な日時、場所のほか、対象者の人相、着衣等が記載されているほか、警察措置の対象となった特定の個人の具体的な発言内容や行動、警察官から取り扱われた際の詳細な状況及び周囲に居合わせた聴衆等の状況が文章及び図面により記録されていた。特定の個人が、警護警備の現場において、どのような発言と行動をしたことにより、どのように警察官に取り扱われたかという詳細な情報は、「個人の思想」に密接に関わる個人のプライバシーに関する情報であり、社会通念上、他人に知られたくないと思うことが通常であると認められる。なお、1項1号情報該当性の判断に当たっては、当事者自ら当時の状況を発信しているという事情いかんによって左右されるものではない。よって、実施機関が1項1号情報として非開示としたことは、妥当であると判断する。

イ 2項2号情報該当性について

(ア) 「取扱状況の確認結果」の「取扱者」欄について

当審査会において、実施機関が2項2号情報に該当するとして非開示とした「取扱状況の確認結果」の「取扱者」欄を見分したところ、特定の警護警備の際に編成される部隊名と共に、同部隊に配置されている警察官の所属や階級、氏名等が記載されていた。これらが明らかになると、警護警備における個別の事象に対応した警察の具体的な体制が明らかとなり、テロ等の不法行為を実行しようとする勢力に有意な情報を与え、これに応じた対抗措置を講じられるなど、今後の警護警備に支障が生ずるおそれがあると認められる。よって、実施機関が2項2号情報として非開示としたことは、妥当であると判断する。

(イ) 「事実確認の記録の一部」について

当審査会において、実施機関が2項2号情報に該当するとして非開示とした「事実確認の記録の一部」を見分したところ、警護対象者やその周囲に集まる聴衆、警護に従事する現場の警察官が対象者を取り扱う状況などが記録されていた。

これらを開示すれば、要人へのテロ等の不法行為を実行しようとする勢力に、警護警備の具体的な体制、手法等の有意な情報を与えることとなり、これに応じた対抗措置を講じられるなど、今後の警護警備に支障が生ずるおそれがあることが認められる。よって、実施機関が2項2号情報として非開示としたことは、妥当であると判断する。

(10) 一部開示について

ア 条例第10条第3項は、実施機関は、開示請求に係る公文書に、第1項各号又は前項各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）とそれ以外の情報が記録されている場合において、非開示情報とそれ以外の情報とを容易に、かつ、開示請求の趣旨が損なわれない程度に分離することができるときは、前二項の規定にかかわらず、当該非開示情報が記録されている部分を除いて、当該公文書の開示をしなければならない旨を定めている。

イ 請求人は、実施機関が道議会総務委員会で報告した内容が記載された会議録の内容と重複する部分が本件対象公文書の中に含まれているのであれば、その部分は開示されなければならないと主張する。

ウ 実施機関は、本件処分①及び②により非開示とした部分は、報道等や警察措置の対象となった当事者自らが当時の状況を発信しているという事情に左右されるものではなく、また、総務委員会での報告内容は、社会的な要請と今後の要人の警護警備に及ぼす影響を比較衡量して、専門的・

技術的な検討を加えた上で、影響を最小限度にとどめる範囲内で開示したものであり、部分的に開示することにより、警察の警護の対応が推認される可能性があることから、内容全体を一体として2項2号情報に該当すると主張する。

エ 当審査会において本件対象公文書を見分したところ、本件対象公文書の中には、総務委員会で報告された内容や報道等により広く公になっている情報が含まれていることが認められる。

しかしながら、実施機関は総務委員会において、特定の個人に関する情報、具体的な警察の警護警備体制や取扱状況等が明らかにならないよう抽象的な表現を用いて報告しているところ、本件対象公文書には、警察措置の対象となった特定の個人が警護警備の現場において取り扱われた状況での発言内容や行動が、随所に具体的に記載されており、特定個人のプライバシーにかかる非開示情報と密接に結びついていることから、総務委員会での報告に用いられた情報と重複する情報について、容易に、かつ、開示請求の趣旨が損なわれない程度に分離し開示することは、困難であると判断せざるを得ない。

オ 他方、「法的根拠の考察」欄に記載されている情報のうち、別紙1の3に掲げる警察措置の法的根拠とした法律名と関係条文については、現場の警察官が特定の個人に対して行った警察措置について、どの法律に基づいて行われ、また、その行為が当該法律に基づく適法な職務執行行為といえるか否か検証している情報であり、法律の根拠条文を開示したとしても、特定個人のプライバシーにかかる非開示情報と密接に結びつくおそれや警護警備の具体的な体制や手法が推測され、今後の警護警備に支障が生ずるおそれがあるとは認められないため、実施機関が非開示とした処分は、妥当ではないと判断する。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
令和2年8月6日	○ 諮問書の受理（諮問番号 632） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②審査請求書の写し、③公文書開示請求書の写し、④公文書開示決定期間延長通知書の写し、⑤公文書一部開示決定通知書の写し、⑥公文書非開示決定通知書の写し、⑦審査請求の概要、⑧弁明書の写し、⑨反論書の写し）の提出
令和2年8月21日	○ 本件諮問事案の審議を第三部に付託
令和2年9月11日 （第三部会）	○ 審査請求人の意見陳述 ○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審議
令和2年10月19日 （第三部会）	○ 審議
令和2年11月16日 （第三部会）	○ 審議
令和2年12月23日 （第三部会）	○ 審議
令和3年1月26日 （第三部会）	○ 答申案骨子審議
令和3年2月15日 （第106回全体会）	○ 答申案審議
令和3年2月22日	○ 答申

別紙 1

1 対象公文書の名称

(1) 公文書一部開示決定処分（令和2年3月26日付け道本公2（庶）第317号（本件処分①））

① 取扱状況の確認結果

- ア 取扱 1 札幌駅前及び三越前で大声を上げた男性の取扱状況①
- イ 取扱 2 札幌駅前及び三越前で大声を上げた男性の取扱状況②
- ウ 取扱 3 札幌駅前で大声を上げた女性の取扱状況
- エ 取扱 4 プラカードを掲げる女性の取扱状況
- オ 取扱 5 地下歩行空間で大声を上げた男性の取扱状況
- カ 取扱 6 三越前で大声を上げた男性と聴衆とのトラブル事案の取扱状況
- キ 取扱 7 札幌駅前で大声を上げた男性の同行者（男性）の取扱状況
- ク 取扱 8 新札幌駅前でプラカードを所持した男性の取扱状況

② 法的根拠の考察結果

- ア 札幌駅前及び三越前で大声を上げた男性の取扱状況①
- イ 札幌駅前及び三越前で大声を上げた男性の取扱状況②
- ウ 札幌駅前で大声を上げた女性の取扱状況
- エ プラカードを掲げる女性の取扱状況
- オ 地下歩行空間で大声を上げた男性の取扱状況
- カ 三越前で大声を上げた男性と聴衆とのトラブル事案の取扱状況
- キ 札幌駅前で大声を上げた男性の同行者（男性）の取扱状況
- ク 新札幌駅前でプラカードを所持した男性の取扱状況

③ 警護現場における警察措置について（開示された公文書）

(2) 公文書非開示決定処分（令和2年3月26日付け道本公2（庶）第318号（本件処分②））

④ 取扱状況の確認結果のうち、警察官からの聴き取り結果

- ア 取扱 1 札幌駅前及び三越前で大声を上げた男性の取扱状況①
- イ 取扱 2 札幌駅前及び三越前で大声を上げた男性の取扱状況②
- ウ 取扱 3 札幌駅前で大声を上げた女性の取扱状況
- エ 取扱 4 プラカードを掲げる女性の取扱状況
- オ 取扱 5 地下歩行空間で大声を上げた男性の取扱状況
- カ 取扱 6 三越前で大声を上げた男性と聴衆とのトラブル事案の取扱状況
- キ 取扱 7 札幌駅前で大声を上げた男性の同行者（男性）の取扱状況
- ク 取扱 8 新札幌駅前でプラカードを所持した男性の取扱状況

⑤ 事実確認の記録の一部

⑥ 訴訟に関する書類に該当する記録

2 開示しない部分とその理由

(1) 公文書一部開示決定処分（令和2年3月26日付け道本公2（庶）第317号（本件処分①））

①取扱状況の確認結果

開示しない部分	開示しない理由	適用条項
アからクまでの 「取扱者」欄	犯罪捜査や情報収集等の秘匿を要する警察活動に従事する警察官の氏名が記載されており、これが明らかになると、当該犯罪捜査等の秘匿を要する警察活動に支障が生ずるおそれがあると認められるため。 また、これらの情報を開示することにより、警護警備における個別の事象に対応した警察の具体的な体制が明らかとなり、テロ等の不法行為を実行しようとする勢力に有意な情報を与え、これに応じた対抗措置を講じられるなど、今後の警護警備に支障が生ずるおそれがあると認められるため。	北海道情報公開条例（以下「条例」という。）第10条第2項第2号（公共安全等に関する情報）
アからクまでの ・「取扱日時」欄 ・「取扱場所」欄 ・「対象者」欄	特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるため。	条例第10条第2項第1号で適用する同条第1項第1号（個人に関する情報）
(1)アからクまでの ・「取扱状況」欄 ・図面 (2)アからエまで及びキ ・警察官と相手との会話内容	特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるため。 また、これらの情報を開示することにより、警護警備における個別の事情に対応した警察の具体的な体制、措置等が明らかとなり、テロ等の不法行為を実行しようとした勢力に有意な情報を与え、これに応じた対抗措置を講じられるなど、今後の警護警備に支障が生ずるおそれがあると認められるため。	条例第10条第2項第1号で適用する同条第1項第1号（個人に関する情報） 条例第10条第2項第2号（公共安全等に関する情報）

②法的根拠の考察結果

開示しない部分	開示しない理由	適用条項
アからクまでの ・「事案概要」欄 ・「警察官の職務執行状況」欄 ・「法的根拠の考察」欄 ・「補足資料」欄 ・図面	特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるため。 また、これらの情報を開示することにより、警護警備における個別の事象に対応した警察の具体的な体制が明らかとなり、テロ等の不法行為を実行しようとする勢力に有意な情報を与え、これに応じた対抗措置を講じられるなど、今後の警護警備に支障が生ずるおそれがあると認められるため。	条例第10条第2項第1号で適用する同条第1項第1号（個人に関する情報） 条例第10条第2項第2号（公共安全等に関する情報）

(2) 公文書非開示決定処分（令和2年3月26日付け道本公2（庶）第318号（本件処分②））

④「取扱状況の確認結果」のうち、警察官からの聴き取り結果

聴き取り件数を含めたこれらの情報を開示することにより、警護警備における個別の事象に対応した警察の具体的な体制が明らかとなり、テロ等の不法行為を実行しようとする勢力に有意な情報を与え、これに応じた対抗措置を講じられるなど、今後の警護警備に支障が生ずるおそれが

あると認められるため（条例第 10 条第 2 項第 2 号（公共の安全等に関する情報）に該当）。

また、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたいと認められるため（条例第 10 条第 2 項第 1 号で適用する同条第 1 項第 1 号（個人に関する情報）に該当）。

⑤事実確認の記録の一部

警護警備における警察の具体的な警備手法、情報収集等に関する情報が記録されており、名称を含め、これらの情報が明らかになると、テロ等の不法行為を実行しようとする勢力に有意な情報を与え、これに応じた対抗措置を講じられるなど、今後の警護警備に支障が生ずるおそれがあると認められるため（条例第 10 条第 2 項第 2 号（公共の安全等に関する情報）に該当）。

⑥訴訟に関する書類に該当する記録

刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 53 条の 2 に規定する訴訟に関する書類であり、条例の規定の適用除外となるため（条例第 28 条第 1 号（適用除外）に該当）。

3 審査会が、開示すべきと判断する部分とその内容

開示すべき部分	開示すべき内容
1 対象公文書の名称 (1) 公文書一部開示決定処分（令和 2 年 3 月 26 日付け道本公 2（庶）第 317 号（本件処分①）） ② 法的根拠の考察結果 アからクまでの「法的根拠の考察」欄	見出しにある、警察措置の法的根拠とした法律名と関係条文